

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第24号 2018年3月8日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部

「事業ありきの意見交換会」に抗議する声明を東京都に提出

みなさん、ご参加ください

実現! 市民の会の質問への回答説明会
3月20日11時 建設局と都市整備局が出席

都の建設局と都市整備局に申し入れていた昨年7月に都に提出した質問状への回答説明会がようやく実現することになりました。

都の回答は、8月31日に建設局と都市整備部の連名で、市民の会になされていましたが、その後、都議選と総選挙のため、延期となり、説明会の開催を拒んでいたものでした。

2月26日の都議会の会派への協力要請のなかで、都議会議員に協力いただき、実現の運びとなりました。

日時 3月20日(火) 午前11時~12時
会場 都議会議事堂 2階第2会議室

なぜ、小金井の2路線を選定したかなど、道路の
必要性について、都の見解をたします。
たくさんの方の参加をお願いします。



39 市町村長と小池都知事との面談がおこなわれ、小金井の西岡市長は、2月16日にごみ問題、東小金井北口区画整

西岡市長と小池都知事の2度目の意見交換

理や新市庁舎建設などを説明した後、2本の都市計画道路について、小金井市民の関心が高いこと、地元への理解について言及、知事に現地に来ていただきたいと述べた。小池知事からは道路については一言もなかった。

一方、武蔵野の松下市長は、地下化されたの外環道の地上部分に計画された「外環の2」を航空写真を示して、住宅環境を守ってほしいことを述べ、「私としては外環の2の必要性を感じていない」と言明しました。

市民の声、市議会意見書無視に抗議 都議会の各会派に協力要請

2月26日、市民の会は都庁を訪問し、都建設局と都市整備局に「『事業ありき』で進められる『意見交換会』に抗議する(声明)」を提出しました。

建設局と都市整備局で、「3・4・11号線意見交換会」が「事業を前提にして進めようとしたことに抗議し、市民の声をいっさい聞かず、市議会の意見書も無視して、優先整備路線に決定しているため、改めて、道路の必要性について、住民の意見を聞く機会を設けることを要請しました。

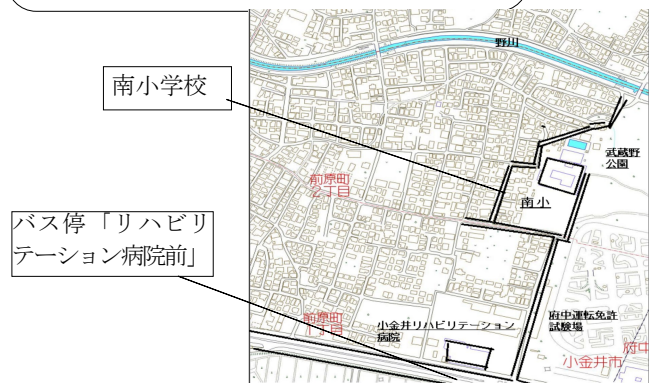
私たちは、あらためて、昨年7月に市民の会の質問状に対する東京都(都市整

備局と建設局の連名)の昨年8月31日の回答説明会を行うように申し入れました。この説明会は8月31日の回答の際に、別途説明会を行うと返答していたのですが、都は説明会開催に難色を示していたものです。

その後、都庁記者クラブのマスコミ各社に、この「抗議声明」と最近の会報をお届けし、さらに、都議会棟に移り、都議会各派に書類を渡し、協力を要請しました。共産党と生活者ネットワークで居合わせた事務局の方々と意見交換をおこない、都への市民の会の質問への回答説明会実施への協力などを要請しました。

3・4・11号線の東京都の説明会

日時 3月25日(日) 午後2時
3月26日(月) 午後7時
会場 南小学校体育館(前原町2-2-1)



「事業ありき」で進められる「意見交換会」に抗議する（声明）

2018/02/19 都市計画道路を考える小金井市民の会

昨年（2017年）11月17日と今年1月26日に行われた【『小金井都市計画道路3・4・11号線』に関する意見交換会】と称する会合について、以下の通り見解を表明する。

1、「意見交換」とはならなかった

この間2回行われた【『小金井都市計画道路3・4・11号線』に関する意見交換会】（以後「意見交換会」と呼ぶ）なる会合は、都側が準備した説明資料に「整備にあたって」と書かれているように、道路の必要性などを含む白紙からの意見交換ではなく、あくまで都側が考える環境への配慮などについての意見を聞く場のようなものである。

しかし、当会や「意見交換会」参加者の多くが望んでいるのは、「なぜこの路線が必要なのか」や「道路建設ではハケの自然と文化が壊される」等という道路の「そもそも論」である。

意見交換についての、このような両者の受け止めの違いは、そのままの形で2回の「意見交換会」に現れ、次々と出される参加者からの質問や要望に都側がかるうじて回答するという連続であり、都側が予定していたスライドは殆ど説明出来ない状況であったというのが事実であり、都側が云うところの「意見交換会」にはならなかった。

この事実を都側は素直に認めるべきである。

2、事実を捻じ曲げた発表に抗議する

前記のような事実があるにも拘わらず、東京都北多摩南部建設事務所はそのホームページ上で、2回に渡り【「意見交換会」を開催しました】と事実と異なる発表を行っている。事実を捻じ曲げたこのような東京都の公式見解に当会は憤りをもって抗議する。

更に詳細に立ち入れば、1回目の「意見交換会」なる会合では、一枚のスライド説明もされなかったにも拘わらず、その説明をしたかのような発表となっている。加えて2回目の「意見交換会」なる会合に関する発表では、「意見交換会」開催当日に参加者に配布すらされなかった資料（当然にスライドでの説明もされていない）についても、いかにも「説明」して意見を聞いたかのごとき間違った発表がされている。このような都側の事実に基づかない発表内容は直ちに訂正すべきである。

「意見交換会」が成立していないことは、公表されている議事録でも徳差課長の発言として「意見交換会が成立していませんので」（36頁）と都側は認めている。

しかしながら、2回目冒頭での参加者からの「（前は）意見交換会として成立していないのではないか（なので第1回の意見交換会と呼ぶのはおかしい）」との発言に、都側は「意見交換会は開催したが、意見交換は出来なかった」などと述べているが、この2回目冒頭での都側発言は詭弁という他は無く、参加者を愚弄する以外の何物でもない。

東京都が新しい知事になって以後に強調している「情報公開」の推進とは、このように事実を捻じ曲げた発表をすることとは正反対の事実の基づく会議内容の公開などでの「都政の見える化」ではないのか？

東京都は「意見交換会」について「事実に基づく正しい情報提供」に直ちに対応を改める為に、発表内容に以下を加えることを要求する。

- ・「意見交換にはならなかった」ことを加筆した発表に訂正する。
- ・配布さしなかったものや説明出来なかったもの（スライド資料）については、その旨（「準備したが配布しなかった或いは説明しなかった」等）を加筆して訂正する。

3、小金井市民も地元市も地元市議会も無視する驚くべき態度

2度の「意見交換会」なる会合で明らかになったことは、東京都の驚くべき「都民無視」とも言うべき官僚的対応である。そしてその矛先は小金井市民のみに留まらず、地元自治体も地元議会も無視するという驚くべき態度である。

昨年秋以降、「意見交換会」に関しては、開催方法や参加者その他に関して当会も数度に渡り要望書を届けている。また、同様の要望は小金井市としても、又市議会からの全員一致での意見書でも数度にわたって届けている。

しかし東京都は、「文書回答をしない」「回答期日を延ばす」「検討中」など、「意見交換会」に関する要望に対しては誠実に回答しない態度に終始している。更に一部担当者に至っては、議会からの要望書の存在すら知らなかったなどとうそぶく態度で「意見交換会」に臨んでいる。

そして2回目の「意見交換会」なる会で明らかになったのは、会直前までは「検討中」と回答していた都市整備局担当者の「意見交換会」不参加発表であった。

都市整備局担当者不参加の決定は、短時間で行われたものではないとの発言からも、都側は要望に対する回答をしないで「意見交換会」をやり過ごそうとしていたとしか考えられない。

要望に対しての回答以前に、回答することそのものを無視する態度は、知事が政治姿勢として表明している「都民ファースト」とは正反対の態度であり、このような対応が続く限り、都側が意見交換の前提としての、市民や行政や議会との信頼関係の断絶を願っていると言わなければならない。このような中での「意見交換会」や説明会の開催は「丁寧な対応」とは到底言えないことは明白である。

東京都はこのような態度は直ちに改めることを要望する。

4、そもそも論からの話し合い以外に意見交換の実は無

2017年11月17日開催「意見交換会」で明らかになったように、都側がとるべき丁寧な対応としては、意見交換には優先整備路線に決定した当事者である都市整備局の参加が不可欠であり。都市整備局不参加のままの「意見交換会」なる会合は、成立すら出来ないことが明らかになっている。

行政の縦割り云々は別にしても、「意見交換会」参加者の多くが疑問に思っていることや説明して欲しいことは、2路線を優先整備路線に決定した当事者以外に回答できないのは明らかである。

東京都が、行政の説明責任を果たす意思があるというのなら、又、2路線を優先整備路線に決定したことに道理と合理性が有るといえるのなら、都市整備局担当者の参加のもとで、堂々と説明責任を果たせば良いのではないか？

東京都が都市整備局参加そのものを拒み続けている限り、当会や小金井市民が2路線整備の必要性を認めることは無いことを肝に銘じるべきである。

5、東京都は対応方針を改めて出直すべきである

入札で事業者に調査させたから、或いは、今年度中に「意見交換会」や説明会をすると決めたから等ということは、「意見交換会」をこのままの状態で行き続ける理由にはなり得ない。

知事から「丁寧な対応」を指示されているというのであれば、時間をかけて、小金井市民や小金井市や小金井市議会を信頼して、前記3者からこれまで出されている要望を最大限取り入れて、今後の対応方針を決定し直すべきである。

「見直しはするつもりはない」「都市整備局は参加しない」との2回目の「意見交換会」での表明は一旦撤回し、今後は「白紙から議論する」ことを東京都が表明しない限り、今後、何度同じような「意見交換会」や説明会を行っても、それらは全て「丁寧な対応をしたという東京都のアリバイ作り」としかならず、意見交換になどならないことを東京都は理解すべきである。

都庁を訪問し、 抗議声明提出して

2月26日、道路市民の会の抗議
声明文提出と面談に担当課へ行っ
て来ました。

面談は建設局と整備局で行われ、
建設局との面談では、意見交換会
への都の対応は市民だけでなく、
小金井市としての意見をも無視し、
丁寧に対応していると見せかけ、
会を開いたという既成事実を作っ
ているに過ぎず、勝手極まる非道
なやり方であると強く抗議しまし
た。

整備局では、当初面談を予定し
ていませんでしたが、建設局の方
の計らいで短時間でしたが、急遽
面談することができました。しか
しながら『すでに必要な道路と選
定され、建設局においている道路
である。理解をお願いします』と
の言い分で終わらせようとする態
度に憤慨しましたが、市民と対話
をする必要性があることを訴え、
今後も整備局へ継続したアプロ
ーチを行う宣言をして来ました。

都には、丁寧という言葉の意味
を理解し、今後の対応の改善と、
道路の必要性について市民ととも
に検証を行っていただきたいと心
から願い、今後の活動を行なっ
ていきたいと思えます。

外環の2練馬訴訟の控訴審判決…事業認可は適法と不当な判決

2月20日、東京高裁は、外環の2練馬訴訟の判決で、控訴人（原告）の訴えをことごとく退け、東京地裁での判決同様、事業認可の取り消しを認めない判断をしました。こんなひどい理屈の判決ということで紹介します。（但し、筆者の判断ですので、詳しくは判決文は、「止めよう！外環の2」のホームページで参照を）

★ 都市計画道路は、都市計画法が定める「都市の健全な発展と秩序ある整備」を図るため必要なものを一体的、総合的に定めなければならず、また、適切な規模で必要な位置に配置し、良好な都市環境を保持することが適法要件であり、この計画は社会通念に照らして妥当と判断。当初の幅員40mを22mに変更決定したが、事業認可を40mとしたのも裁量権の範囲内とした。

★ 外環本線を高架から地下とすることに變更決定したにも関わらず、本件地上部の外環の2

に大きな影響を与えるのであるから、本線と外環の2を一体的、総合的に定められていないと控訴人は主張するが、それは採用できない。都市計画法に適合しないとして違法ということはできない。

★ 旧都市計画法に定める内閣の認可を得ていない点について、臨時措置法（昭和18年施行）は日本国憲法の施行とともに無効になったと控訴人は主張するが、有効期限の定めのない臨時法であつて、平成3年の法律79号による廃止までは効力を有していた。臨時措置法記載の「大東亜戦争に際し」とあるのは法制定の縁由にすぎない。

★ 住民の意思を反映する機会を確保していないというが、PI方式（パブリック・インボルブメント）で広く住民の意見を聞く機会を確保している。

小平3・2・8号線訴訟団総会に出席

東京地裁で、原告の請求が昨年5月棄却されたが、東京高裁に控訴、4月の第2回口頭弁論を控えて、訴訟団総会が開かれました。

弁護団団長の吉田弁護士（三多摩法律事務所）から、控訴審で主張している第一は、ほんとうに道路が必要かどうかということ。交通渋滞が本当にあるのか、人口動向や撮影したビデオに基づき明らかにしていく。リニア新幹線に表れているようにバツクにあるものは同じ。第二は、住民の生活と権利はどうなるのか、環境汚染、幼稚園や小学校への影響、町

のコミュニティや豊かな自然環境が奪われることを明らかにしていく。第三に、手続きの問題、大東亜戦争のために内閣認可省略という点を追及していくことが報告されました。

原告団長から、私たちがこの町を作ってきた、4mの現在の道路も作ってきた。コミュニティを作るのはいへんなことだった。都は簡単に作れるというがとんでもないと、次回の裁判への決意を明らかにしました。

各地からきた住民団体から、挨拶、小金井からも連帯のあいさつを行いました。

<第24回世話人会以降の経過>

- 2月8日 第24回世話人会
- 2月16日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 2月17日 3・4・11号線意見交換会共同代表対策会議
同 立川若葉町住民の会で講演（阿部）
- 2月20日 外環の2練馬訴訟控訴審判決・報告集会
- 2月25日 小平3・2・8号線訴訟団総会に出席
同 小金井市議会日曜議会
- 2月26日 東京都に意見交換会抗議声明提出、記者クラブと都議会全会派に協力要請
- 2月27日・3月2日 市議会一般質問で村山議員・森戸議員が都市計画道路質問
- 3月2日 多摩地区道路連絡会
- 3月6日 市議会環境建設委員会
- 3月7日 外環道青梅IC裁判 11時30分 東京地裁522
- 3月8日 第25回世話人会

<今後の日程>

- 3月13日19:30 都の説明会作戦会議（東センター）
- 3月20日11:00 都の回答説明会（都庁議会棟会議室）
- 3月25日14:00 3・4・11号線に関する都の説明会
- 3月26日19:00 3・4・11号線に関する都の説明会
- 4月5日 第25回世話人会（予定）
- 4月12日 多摩地区道路連絡会 13:30

<これからの他地域の裁判・学習会等の日程>

- 3月8日 放射23号線裁判 11時 東京地裁419
- 3月13日 東京外環道訴訟 11時30分 東京地裁803
- 4月7日 特定整備路線報告集会 13時30分 北とびあ
- 4月17日 11時小平控訴審第2回口頭弁論 高裁825号

開通1年目の国分寺3・2・8号線であわや死亡事故、信号無視の車が横断歩道に

国分寺の3・2・8号線（新府中街道）は1年前に開通しましたが、青信号を横断歩道を自転車で渡っていたところ、赤信号を見落とした軽自動車にはねられ、3m飛ばされ骨折事故、1秒ずれれば死亡事故につながる危険な事故でした。2車線の中央寄りには3台が停車中なのに。（国分寺「36m道路を考える会」ニュース78号より）

